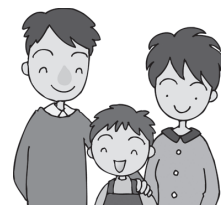


11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待とは、親または、親に代わる養育者など現に子どもを監護する者が、身体的暴力、性的行為の強要、不当な扱い、明らかに不適切な養育、言葉による脅かしなどによって子どもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為をいいます。

虐待された子どもは、心に深い傷を負い、大人になってもその傷に苦しみ続けることもあります。また、虐待がエスカレートすれば、時には死亡に至ることもあります。

○児童虐待が起きる原因

①社会的要因

- ・都市化、核家族化などによる地域・家庭の養育能力の低下

②心理的要因

- ・育児ストレスを抱えている
- ・家庭内のトラブル(経済的困難・アルコール依存・精神障害など)を抱えている
- ・社会的に孤立している
- ・親が虐待を受けた経験がある

○児童虐待を防止するために

虐待には、必ず兆候が親にも子どもにもあります。例えば、日常的に子育ての不安や悩みを抱えているのに相談できる人が誰もいない場合、孤軍奮闘して育児をしている場合など、誰もが子育てに疲れ果てて虐待に陥ってしまう可能性があります。子どもと親の、「ちよつと何か変かな、ちよつと気になるな」というサインに周囲が気付き、支援していく体制が地域に求められています。

◇気になるサインの一例◇

- 子どもに不自然な外傷・あざが見られる
- 子どもの衣服がいつも同じで汚れている。季節にそぐわない服装をしている
- 子どもが夜遅くまで外で遊んでいる。何かと理由をつけて家に帰りがたがらない
- 親が子どもを無視している
- 親が「お前なんか生まなければよかった」、「いない方がよい」と繰り返し言っている
- 親が夜間不在になることが多い、子どもが独りで家にいる

児童虐待に関する相談・連絡先 市児童福祉課(家庭児童相談室) ☎873-2111内線1734、土浦児童相談所 ☎821-4595、いばらき虐待ホットライン(24時間対応) ☎0293-22-0293

※児童虐待を発見した時だけでなく、これって虐待?という疑いの時点でも上記まで連絡ください。情報をお寄せいただいた方の秘密は守ります。



ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品をご存じですか。医薬品は、薬を先に開発した製薬会社などが特許を持つ間は、なかなかほかの会社が同じ薬を安く販売することができません。

ジェネリック医薬品とは、先に販売されている医薬品(先発医薬品)の特許期間が切れた後に製造される、同じ有効成分、効能・効果を持つ医薬品のことです。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と比べて、開発にかかるコストが安く済むので、安い価格で販売することが可能となります。ジェネリック医薬品の製造販売には、先発医薬品と同様に、薬事法に基づいて厚生労働大臣の許可を得ることが必要です。お医者さんで出してもらった薬をジェネリック医薬品に切り替えると、医療保険の財政改善効果と、患者負担の安くなることが期待できます。先発医薬品との値段の差は、薬ごとにいろいろですが、差の大きいものでは、半額ほどのものもあります。すべての薬に、代わりになるようなジェネリック医薬品があるわけではありません。ジェネリック医薬品への切り替えについては、医師や薬剤師にご相談ください。



問い合わせ 市医療年金課 ☎873-2111内線1723